

様式第6号 (第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2024年 第3回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和6年3月25日(月)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時13分
開催場所		春日部市役所本庁舎3階 301・302会議室			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	( 出席人数：19人 )			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		( 欠席人数：0人 )			
事務局	( 出席人数：5人 )				
	農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔		
	農地振興担当主事 加藤 祐一				
議事参与	( 出席人数：2人 )				
	農業振興課長 舟田 由彦		開発調整課 主幹 村田 彰		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第5条 事業計画変更申請：公開 日程3 農地法第5条(知事)：公開 日程4 租税特別措置法適格者証明：公開 日程5 生産緑地法従事者証明：公開			

	<p>日程 6 春日部市農用地利用集積計画の決定について（利用権） ：公開</p> <p>日程 7 春日部市農用地利用集積計画の決定について（中間管理権） ：公開</p> <p>日程 8 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について ：公開</p> <p>日程 9 生産緑地地区の取得斡旋について：公開</p> <p>日程 10 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について：公開</p> <p>日程 11 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について：公開</p> <p>日程 12 令和6年度最適化活動の目標の設定等について：公開</p>
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：
配布資料	次第、総会資料
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録
	<input type="checkbox"/> 要点記録
会議録署名の指定	議席番号 委員氏名
	10 岡田 實
	14 森本 恒平
	15 森住 武雄

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2024年第3回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、舟田由彦課長と、都市整備部開発調整課村田彰主幹が出席しております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について伊藤委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時00分から運営委員会を開催いたしました。会議の内容ですが議題として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（利用権）</li> <li>(2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（中間管理権）</li> <li>(3) 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について</li> <li>(4) 生産緑地地区の取得斡旋について</li> <li>(5) 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について</li> <li>(6) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について</li> <li>(7) 「令和7年度 県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出と意見集約への協力依頼について</li> </ol> <p>の7項目についての協議と、その他として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 能登半島義援金について</li> </ol> <p>の1項目について報告がありました。</p> <p>なお、協議事項の6番目と7番目については、本日の総会に追加議案として審議することと決定しました。</p> <p>次に、土地開発公社理事会について報告します。去る3月19日火曜日午後2時から、市役所本庁舎3階303会議室にて開催されたので出席いたしました。会議の内容ですが、議題は「議案第3号 令和5年度 春日部市土地開発公社補正予算（第2号）について」「議案第4号 令和6年度 春日部市土地開発公社予算について」の2議案でございました。内容は、議案第3号については事業資金短期借入金の利率が低利だったので減額補正するものです。議案第4号については令和6年度の土地開発公社運営に必要な経費等を計上するものです。事務局の説明のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、議案については全て可決されました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に、農業振興審議会について議席番号6番岡本勉委員より報告がございます。</p>

委員

去る3月22日金曜日午後2時から、春日部市役所本庁舎3階301会議室にて「令和5年度第2回 春日部市農業振興審議会」に出席いたしましたので報告いたします。議事の内容ですが、諮問事項は2項目ございました。はじめに「農用区域からの除外の申出について」合計5案件、次に、「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）」の定期的な検証について合計5案件について、それぞれ全ての案件が承認されました。

次に、報告事項として「令和5年度第1回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について」1項目の報告があり、第1回で審議のあった飯沼の案件について令和6年1月に農用区域からの除外広告があった、と報告がありました。

議長

ありがとうございました。

議長

本日の議題は、

- 日程1 議案第1号 農地法第3条（委員会） 1議案3件
- 日程2 議案第2号 農地法第5条事業計画変更申請 1議案1件
- 日程3 議案第3号 農地法第5条（知事） 1議案3件
- 日程4 議案第4号 租税特別措置法適格者証明 1議案2件
- 日程5 議案第5号 生産緑地法従事者証明 1議案1件
- 日程6 議案第6号 春日部市農用地利用集積計画の決定について  
1議案1件
- 日程7 議案第7号 春日部市農用地利用集積計画の決定について  
1議案1件
- 日程8 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について 1議案1件
- 日程9 議案第9号 生産緑地地区の取得斡旋について 1議案1件
- 日程10 議案第10号 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について  
1議案1件

議案書には以上の合計10議案ですが、先ほど運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。これより日程を変更し、追加議案を含めた審議を行いますので、事務局より追加議案と目録の配布をお願いします。

（事務局による追加議案と目録の配布）

議長

- 只今配布した追加議案目録及び、次ページの議事日程のとおり、
- 日程11 議案第11号 春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について  
1議案1件

日程 1 2 議案第 1 2 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について  
1 議案 1 件

以上 2 議案を日程に追加し、審議を行います。

議長

次に、会議規則第 3 5 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 1 0 番岡田實委員、1 4 番森本恒平委員、1 5 番森住武雄委員を指名いたします。

議事に入る前に申し上げます。会議規則第 2 5 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第 1 0 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。

議長

それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 6 番から 8 番について、会議規則第 1 9 条第 3 項の規定により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号、農地法第 3 条（委員会）について、許可申請が 3 件ありましたので、審議を求めます。

はじめに申請番号 1 5 番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書 1 頁から 2 頁、申請番号 1 6 番、解除条件付き賃貸借権設定。申請理由は賃貸借権の設定です。申請者は旧富多小跡地に設置された「春日部みどりの P A R K」内にあり、主に農業関連資材の開発・販売及び農産物の栽培研究・販売を行っている法人です。ここでは稲作を行う計画で、本案件の農地の一部では、営農型太陽光発電設備を設置する計画です。賃借した農地では、①関東では栽培していない品種（ほむすめ舞）と従来の品種との比較、②乾田直播、水田直播と従来の田植による作付けの比較、③従来農法と営農型太陽光発電施設の設置区画と非設置区画の栽培比較、などの検証を行うために農地を活用するとのこと。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条

調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、今回の申請は農地法による賃借権の設定です。この場合、農業委員会は、農地法第3条第4項の規定により、あらかじめその旨を市長に通知することとなっております。当該通知を受けた市長は「市の区域における農地の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる」こととなっております。事務局では市長あて通知をしておりますが、市長からは問題ない旨の回答を得ております。

次に、議案書2頁、申請番号17番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは野菜の作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに申請番号6番、7番、8番について担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。

推進委員

区域4推進委員の金子です。申請番号6番、7番、8番について、一括にて報告いたします。令和6年3月12日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、横井推進委員、上原推進委員及び事務局職員1名と私の8名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長

質問、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番から8番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)申請番号6番から8番を許可と決定しました。

議長 次に、日程2、議案第2号、農地法第5条事業計画変更申請を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条 事業計画変更申請について申請が1件あったので審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。申請番号1番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。この案件は自己用住宅を建築するため、平成28年4月5日付で申請、平成28年5月16日付で許可となった農地の事業計画内容を変更するものです。計画変更の理由ですが、譲渡人の為の住宅を建築する予定でしたが、譲渡人が結婚し、相手方の住居へ住むことになったため、計画が実行されませんでした。その後、譲渡人の姪が本申請地に住居を構えたいとの申し出があったことから、計画を変更する必要性が生じたため、今回の申請に至ったとこのことです。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。変更後の転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に、長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に放流する計画です。資金計画については金融機関から住宅ローンの事前審査回答書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、議席番号11番新井久義委員より、申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号11番新井です。申請番号1番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。周辺農地に及ぶ影響もないと思われまます。以上のことから、埼玉県審査にあたっては必要規模の根拠を十分精査することを条件と付し、事前審査委員5人の合議により承認することと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり承認することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条事業計画変更申請、申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり、承認することと決定しました。

議長 次に、日程3、議案第3号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号7番から9番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。議案第3号、農地法第5条(知事)について許可申請が3件ありましたので審議を求めます。申請番号7番、所有権移転。記載のとおり。本案件は議案第2号、申請番号1番との同一案件です。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。詳細につきましては、先ほどの議案第2号、申請番号1番の審議の際にご説明したとおりです。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号8番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。本案件は議案第1号、申請番号16番との関連案件です。転用計画は営農型太陽光発電施設を設置するため、支柱部分について一時転用の申請に至ったものです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。転用期間は3年間です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号9番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は鉄筋加工販売を営んでおり、転用計画は資材置場の増設です。出荷前の完成品の仮置を工場敷地内で行っていましたが、場所が不足したため、工場にほど近



い申請地に増設を計画したものです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号8番について、担当地区の金子正之推進委員より意見を求めます。

推進委員 区域4推進委員の金子です。申請番号8番について報告いたします。令和6年3月12日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、森住農業委員、石山農業委員、横井推進委員、上原推進委員及び事務局職員1名と私の8名で申請地及び申請人所有農地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、議席番号11番新井久義委員より申請番号7番から9番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号7番から9番について一括して報告いたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。全ての案件の申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題なく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われまます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号7番から9番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、議案第3号、農地法第5条（知事）、申請番号7番から9番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に日程4、議案第4号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により、申請番号3番、4番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5頁をご覧ください。議案第4号、租税特別措置法適格者証明について申請が2件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、申請番号3番、詳細は議案書のとおり。案内図は15頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。</p> <p>次に、申請番号4番。詳細は議案書のとおり。案内図は16頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号3番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>区域3推進委員の横川です。申請番号3番について報告いたします。令和6年月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査を実施したところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号4番について、担当地区の大塚一男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>区域2推進委員の大塚です。申請番号4番について報告いたします。令和6年3月8日に、川鍋農業委員、加藤農業委員、小川推進委員と私の4名で</p>

申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番加藤富夫委員より申請番号3番、4番の事前審査の報告を求めます。

委員 議席番号12番加藤です。申請番号1番から2番について、一括にて事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号3番、4番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、租税特別措置法適格者証明、申請番号3番、4番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程5、議案第5号、生産緑地法従事者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の6頁をご覧ください。議案第5号、生産緑地法従事者証明について証明願が1件ありましたので、審議を求めます。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき、農業の主たる従事者としての要件を

満たしていることを証明するものです。

申請番号1番、特定生産緑地第49号及び50号地区の全部です。詳細は議案書のとおり。案内図は17頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者がこれまで農業を営んでおりましたが、令和5年11月22日に死亡したことにより、申請人が農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。

議長 次に、申請番号1番について担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。

推進委員 区域1推進委員の田口です。申請番号1番について報告いたします。令和6年3月8日に新井農業委員、中山農業委員、小川推進委員、と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、として報告いたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番加藤富夫委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号1番について事前審査の報告をいたします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明する、とすることと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第5号、生産緑地法従事者証明、申請番号1番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程6、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求め

事務局	<p>ます。</p> <p>議案書7頁をご覧ください。議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、これは利用権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。春日部市長から、農業経営基盤強化促進法における改正附則第5条第1項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。2月25日に農業委員に説明し、3月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書8頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>本案のうち、計画番号19番、20番、23番及び24番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画番号1番から18番、21番、22番と別々に審議いたします。</p> <p>はじめに、計画番号19番、20番、23番及び24番の審議を行いますので、該当する委員に一時退室を求めます。推進委員の金子正之委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩) (金子推進委員 退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号19番、20番、23番及び24番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号19番、20番、23番及び24番については原案のとおり決定することに決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (金子推進委員 入室)</p>

議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画番号1番から18番、21番、22番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号1番から18番、21番、22番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、計画番号1番から18番、21番、22番を原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程7、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書23頁をご覧ください。議案第7号「春日部市農用地利用集積計画の決定」について、これは、農地中間管理権の設定に伴う春日部市農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>春日部市長から、農業経営基盤強化促進法における改正附則第5条第1項に規定する農用地利用集積計画に関する経過措置に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求められたので、審議を求めるものです。2月25日に農業委員に説明し、3月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。このようなことから、議案書24頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p>

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第7号、春日部市農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程8、議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書28頁をご覧ください。議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。今回、賃貸借を受ける者2名について、ですが、計画番号1番から18番の法人は、市内では経営農地は無いものの、市外の松伏町、野田市で農業経営を行っていることから、経営状況について各市町の農業委員会に事務局が確認を取ったところ、全ての市町で問題なく農業経営を行っていることを確認しております。次に、計画番号19番から24番の者については、昨年秋に行った農地利用状況調査において、経営農地に問題がないと担当地区委員より報告を受けております。また、2月25日に農業委員に説明し、3月8日まで意見の聴取を依頼しましたが、意見はありませんでした。以上のことから、問題はないと考えております。よって、議案書29頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第8号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、原案のとおり決定することに決しました。この結果は春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程 9、議案第 9 号、生産緑地地区の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第 19 条第 3 項により事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の 33 頁をご覧ください。議案第 9 号、生産緑地の取得斡旋について、斡旋依頼が 1 件ありましたので審議を求めます。生産緑地法第 13 条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第 3 条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この 2 件については、春日部市長より令和 6 年 2 月 9 日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋のお願いと、3 月 22 日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書 34 頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第 9 号、生産緑地地区の取得斡旋について原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。

議長

次に、日程 10、議案第 10 号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、を議題といたします。このことについて事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の 36 頁をご覧ください。議案第 10 号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、審議を求めます。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により春日部市農業委員会の承認を求めるものです。区域番号 4、詳細は議案書のとおり。略歴につきましては議案書 10 頁にお示しのとおりです。欠格事項につきましては「農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項」及び「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等



に関する要綱」第4条第1項各号に該当しないため、問題ありません。また、本人は農業を営んでおり、所有農地は適切に管理されております。なお、委嘱する期間につきましては令和6年4月1日から令和8年11月30日までといたします。議決いただいた場合、委嘱状の交付は令和6年4月1日に行う予定でございます。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第10号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第10号、春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり委嘱することに決定しました。

議長

次に、日程11、議案第11号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第11号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定についてご説明いたします。追加議案目録1ページをご覧ください。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、令和5年9月29日施行「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の内容を踏まえた目標を設定する必要があるため改定するものです。

改定内容ですが、まず1つ目は、追加議案目録3頁「遊休農地の解消目標」です。現状の遊休農地面積63.3ヘクタールを10年後に1パーセントの解消を目指した設定といたしました。2つ目は、追加議案目録4頁の「担い手への農地利用修正目標」です。「農業経営基盤の強化の促進に係る基本的な構想」において、「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」を概ね10年先に56パーセントとすると設定されておりますので、集積目標を設定し直すものです。3つ目は、追加議案目録5頁の「新規参入の促進目標」です。令和16年までに10人、10法人の新規参入を目標に設定しております。以上が今回改定をさせていただきたい内容となります。

このようなことから、追加議案目録2頁から6頁のとおり改定してよい

か、ご審議お願いいたします。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第11号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第11号、春日部市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定について、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、日程12、議案第12、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局

追加議案目録7頁をご覧ください。議案第12号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明いたします。これは「農業委員会による最適化活動の推進等について第1の1及び2」に基づき、3月末までに令和6年度最適化活動の目標の設定等を行う必要があるため、別紙のとおり設定してよいか、審議を求めるものです。

追加議案目録8頁をご覧ください。令和6年4月1日現在の農業委員会の状況になります。続いて追加議案目録9頁をご覧ください。令和6年度の農地の集積と遊休農地の解消の目標となります。農地の集積については、議案第11号でもご説明したとおり、これからの10年間で集積率56パーセントとするための目標となっております。遊休農地の解消目標については、令和5年度の利用状況調査で、新たに28ヘクタールの遊休農地が発生しており、その解消が課題となっております。

続いて、追加議案目録10頁をご覧ください。上段が、新規参入者の促進目標となります。権利移動面積とは、農地法3条による所有権移転や賃借権設定、農業経営基盤促進法第19条で新規で利用権の設定がされた農地の面積となります。

続いて、2の最適化活動の活動目標として、委員の皆様に行っていただきたい活動の設定となっております。(1)は推進委員等が最適化活動を行う日数目標、(2)は活動強化月間の設定目標、(3)は新規参入相談会への参加目標となっております。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第12号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第12号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、

日程13 報告第1号「農地法第3条の3（届出）」

日程14 報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程15 報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程16 報告第4号「農地法第6条（農地所有適格法人の報告）」

日程17 報告第5号「農地法第18条（通知）」

日程18 報告第6号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の32頁から42頁にお示しのとおりですが、報告第4号の「農地法第6条」については、委員の改選後、初めての報告となることから、この内容について事務局より説明を求めたいと思います。

事務局

議案書50頁をご覧ください。報告事項第4号「農地法第6条（農地所有適格法人の報告）」の内容についてご説明いたします。はじめに、農地所有適格法人とは、農地を所有することを認められた法人で、次に申し上げる4つの要件を満たしている必要があります。1つめは、株式が公開されていない株式会社、農事組合法人等の法人であること、2つめは法人の売上の過半が農業関連事業での売上であること、3つめは農業者の議決が過半を超えていること、4つめは役員の過半が法人の行う農業に常時従事する構成員であること等です。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により毎年、事業年度の終了後3か月以内に、営農を行っている管轄内の農業委員会あて事業報告をすることとなっております。この事業報告を提出していただくことにより、4つの要件を引き続き満たしているか確認を取っております。この事項につきましては、今後もこのような形でご報告させていただきます。

議長

ただ今の報告事項については、事務局より説明のありましたとおりですが、

質問等、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

無いようですので、以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務局から説明がありましたとおり、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長

本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長

以上をもちまして、2024年第3回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時13分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 10 番 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 14 番 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 15 番 \_\_\_\_\_